

## 第6回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年12月22日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 13名

1 番 橋 場 和 幸

2 番 嵯 峨 弘 巳

3 番 白 川 英 之

4 番 谷 口 正 明

5 番 白 川 俊 明

6 番 百 々 栄 二

7 番 村 越 敏 春

8 番 阿 部 栄 子

9 番 穴 吹 栄

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 箱 石 雄 彦

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 田 昌 浩

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について

日程第 7 議案第 1 号 土地の現況証明願について

日程第 8 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第 3 号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 10 議案第 4 号 浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の策定について

日程第 11 議案第 5 号 平成 30 年度浜中町農業委員会事業計画の策定について

日程第 12 議案第 6 号 平成 30 年度浜中町農業委員会予算の提出について

日程第 13 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第6回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

平成29年も今日を入れて10日余りとなり、大変お忙しい中での第6回総会に委員全員の出席をいただきまして大変ありがとうございます。

19日の農政部会、20日の市町村農業者年金協議会代議員等研修会、本日の総会と連日の会議でございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。また、農政部会では30年度の事業計画と予算案について長時間にわたり協議をしていただき、本日の議案に提案しておりますので、皆さまの慎重な審議をよろしく願いいたします。

さて、この時期は、皆さまも御案内のとおり2018年度の乳価が決まります。用途別でチーズ向けが4円から5円の値上がり、飲用向けとそれ以外の乳価については据え置きということで決まりました。補給金についても、対象数量が17年度は350万トンでしたが、来年度は10万トン減の340万トン、これに対して10銭の値上げということでは、一応評価がされるのかなというふうに思っておりますけれども、これも、これから始まるTPPやEPA、二国間協議等を見守って行かなければならないのかなと思っております。

また、今年は7月に委員の改選があり、そろそろ半年が過ぎようとしておりますけれども、次年度につきましても、農業者の皆さまにしっかりと生乳生産をしていただくためにも、担い手への農地集約や適正な農地利用をしていただけるよう、委員活動をしっかりと行っていきたく思っておりますので、この点につきましてもよろしく願いしたいと思っております。

さて、本日は報告が1件、付議案件が6件の提案をしておりますが、夜には忘年会も開催しますので、そちらの方も対応をよろしくお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、9番 穴吹委員、10番 篠原委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長 (会務報告あるも省略)

議 長 事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第1号農地法第18条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項及び第2項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されており、同条第6項の規定では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」とされております。

本案は、2件の届出でございますが、整理番号1は、茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇子氏が、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内東〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。この度の解約は、〇〇 〇氏の経営移譲年金請求に伴い、経営地を処分しようとするものですが、土地の詳細につきましては、議案書3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

次に、整理番号2は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇 〇氏が、後継者である同住所の、〇〇〇〇氏に使用貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇〇万〇, 〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。この度の解約は、〇〇〇〇氏が〇〇月〇日付けで設立した 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇に農地を使用貸借するため、一旦解約の手続を行うものですが、土地の詳細につきましては、議案書5ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、報告第1号の質疑を行います。  
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされておりあります。

本案は2件の現況証明願でございますが、浜農委29-14号の願い出人は、釧路市喜多町〇番〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、願い出地は西円朱別西〇〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇〇〇㎡で、地目変更登記を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、白川英之委員ほか2名の委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、山林の状態であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に浜農委29-15号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇 〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇、〇〇〇.〇〇㎡で、地目変更登記を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、白川英之委員ほか2名の委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしてお

りますが、調査の結果、願い出地は、雑種地の状態であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農地係長から説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。  
まず、浜農委29-14号の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、浜農委29-15号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、浜農委29-14号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委29-14号は、原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委29-15号を採決いたします。



申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
続いて、担当委員より補足説明を受けます。  
まず、整理番号1と2について、12番新井委員、お願いします。

新井委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。  
次に、整理番号3と4について、1番橋場委員、お願いします。

橋場委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。  
それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。  
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号3を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号4を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、農地利用集積円滑化団体からの売渡3件と利用権の移転2件に伴う農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の権利を移転する者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は熊牛〇〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇㎡で、この土地を姉別〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に整理番号2の権利を移転する者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は熊牛東〇線〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に整理番号3の権利を移転する者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は熊牛〇〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号4と5でございますが、整理番号4の所有権を有する者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は西円朱別西〇〇線〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、整理番号5の所有権を有する者は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡でございますが、借受人である、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏の会社法人設立に伴い、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇に賃貸借権の移転を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしております

ことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の審議に入りますが、本案については、整理番号1から4で○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○○○委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号5を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の策定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、同法第6条第2項において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を図るべく「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務として位置付けられました。

また、同法第7条第1項において、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努められなければならないとされ、同法第17条第1項ただし書の規定により推進委員を委嘱しない農業委員会においては、任命制による農業委員の就任後速やかに定めることが適当とされております。さらに新制度に移行した農業委員会に交付される「農地利用最適化交付金」を受けるためには、作成は必須とされております。

この指針は、任期満了の節目に当たる3年後の当該地域の農地利用の将来ビジョンの検証・見直しを行うもので、具体的には遊休農地の解消・担い手への農地利用の集積面積・新規参入者の確保数の数値目標とその目標の達成に向けた具体的な推進の方法を定めるものでございます。また、策定後は同法第7条第3項の規定により、公表が義務付けされており、ホームページに掲載を予定しています。

なお、この指針は、北海道農業会議が10月17日帯広市で開催の平成29年度ブロック別農業委員会職員研修会で示した指針案を参考として作成していることを申し添えます。

1項目目の「担い手への農地利用の集積・集約化について」ですが、目標については、各年度の目標及びその達成に向けた活動計画で単年度200ヘクタールの集積を目標としていますが、数値については新規で予想される利用権設

定と過去の実績による転用及び現況証明による非農地化を想定したものと  
しています。推進方法は、農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業を活用し、  
農業経営のリタイヤ等農地の受け手を探している農地の所有者から農地等の買  
入れや借入れを行い、地域利用協議を諮って農業経営の効率化や規模拡大を考  
えている担い手につなげることを規定しています。

2項目目の「遊休農地の発生防止について」は、本町では遊休農地が無いこ  
とから、現状維持を図るべく同法第30条に規定している農地パトロールを実  
施するとともに、農業委員の日々の活動により監視強化を図ることを規定して  
います。また、高齢農家に対する意向の把握に努めることとしております。

3項目目の「新規参入の促進について」は、昨年度の実績規模である単年度  
1経営体(個人)、法人については3年間に1法人の参入を目標としています。  
また、設立から四半世紀を迎えた有限会社 浜中町研修牧場等による新規就農者  
が全農家の2割を占め、農家戸数の減少の歯止めを図っており、農地中間管理  
事業及び農地利用集積円滑化事業を活用し、新規参入者(法人含む)がまと  
まった農地を取得できるよう想定しています。

以上、浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の内  
容について、概略を説明させていただきました。よろしく御審議いただきます  
ようお願い申し上げます。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

12番新井委員。

新 井 委 員

新規参入者の人数の数え方ですが、夫婦で就農した場合は2人で数えられる  
のでしょうか。また、現在38という数字で32年度は41ということですが、  
これはこの数字を目指すということでしょうか。

事 務 局 長

38という数字は、人数ではなく現在就農している新規参入の経営体が38  
戸あるということで、32年度までに1年間で1戸ずつの経営体が新規参入し  
ていこうという見込みでございます。

議 長

他にありませんか。

1番橋場委員。

橋 場 委 員

新規就農者の面積ですが、離農したところに入ると面積は増えないと思うの

ですが、この指針によると増えていくという考えなのでしょうか。

事務局長 指針で示している面積は、新規就農する場合に、このくらい面積を所有していくという数字で、面積が増えるということではありませんので、御理解をお願いいたします。

議長 他にありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号平成30年度浜中町農業委員会事業計画の策定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号平成30年度浜中町農業委員会事業計画の策定について御説明申し上げます。

浜中町農業委員会の事業計画(案)につきましては、例年12月の総会において、新年度予算(案)と合わせて審議いただいておりますが、12月19日開催の第4回農政部会におきまして、資料配布の上、その内容について概要を説明、審議いただき、総会へ提案させていただいておりますことをあらかじめ御報告させていただきます。

はじめに全体の構成ですが、前段に事業計画、後段に最近の農業・農業委員会をめぐる情勢と課題について、国の動きやTPP交渉をめぐる動き、農地台帳整備・公表の取り組み、農業委員会組織の概要などについて記載しております。

それでは、概要について順に御説明申し上げます。

まず1ページ目、「はじめに」ということで、最近の社会情勢、農業情勢な

どについて概要を述べております。

次に、2ページ目の「基本方針」でございますが、ここでは農業委員会の基本的な活動方針ということで、全国農業会議所が示した「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」を基軸として4項目をあげております。

1点目、積極的な地域の話し合い活動を基礎に農地の利用集積の促進・遊休農地の解消、2点目、担い手の確保と経営の合理化を支援する取り組みの強化、3点目、施策の充実に向け、全農業委員会で地域の声をまとめ「意見の提出」、4点目、地域の実態と農業委員会活動をPRする情報活動の強化としています。

次に、「運動の重点事項」として、6項目掲げております。

1項目目として、「農地管理と有効利用に向けた機能の発揮」ということで、農地を農地として利用すべきとする責務を踏まえ、農業者等に対する啓発活動や指導について、農地パトロールの実施、遊休農地発生防止に係る指導の関係、農地利用集積の推進、農地台帳・地図情報の電子化と公表への対応、標準賃借料の検討・見直し、高齢農家に対する経営意向の把握などについて記載してございます。

次に2項目目として、「農業構造政策の積極的な推進」ということで、担い手の育成・確保は農業委員会の重要業務であり、人的側面から地域農業を守る要をなすものであるという認識の下、農地の利用集積・農地流動化推進にあたっては、各種制度の活用を十分に配慮し、一体的に推進していくとするもので、認定農業者や集落営農等の掘り起こし、利用集積の推進、農地中間管理事業・人農地プラン作成への積極的な参画、地域との連携・調和を前提とした企業等新たな農業のパートナー作り、浜中町地域担い手育成総合支援協議会、浜中町農業後継者対策推進協議会との連携、新規参入者の促進に係る町・JA等の連携強化について記載しております。特に農業委員会会長が、後継者対策推進協議会の会長を兼ねておりますので、農業委員会として今まで以上に積極的な活動を展開していかなければならないと思っております。

次に3項目目の、「農業振興策・提言の実践」として、農地利用等の推進に関する事項について、関係行政機関等に対する意見提出の取り組みや、農業者・関係団体等との話し合い活動の推進、また、それら団体等との連携・実践活動の展開について記載しております。

次に4項目目、「情報活動の強化」としては、農業委員会の活動や役割、また、農業情勢に係る情報収集・情報提供について、具体的には、賃借料情報の提供、農業委員会だよりの発行、ホームページの更新、全国農業新聞の普及拡大などをあげています。

次に5項目目でございますが、「活動体制の整備・強化」として、農業委員

会活動の見える化と、委員・事務局職員の資質向上の関係について、各委員さんの地区担当制の徹底と地域活動の推進、自主的な研修会の開催、積極的な各種研修会への参加などについて記載しております。

次に6項目目の「農業者年金の加入促進」ですが、例年に引き続き、委員皆様の活動、お声かけ、あるいは浜中町農業協同組合との連携により加入推進に努め、30年度についても毎年の単年度目標5名の加入を数値目標として計画したいと考えています。

次に、5ページ目、「執行体制」についてですが、1項目目には、毎月の総会を始めとする諸会議の開催について、2項目目には、法令に基づく所掌業務について、主なものを記載しています。また、3項目目として、農地等の利用の最適化を含めた農業振興のための不可欠な業務について、4項目目は意見の公表について、5項目目は農業委員の社会的地位と役割について記載しています。

以上で、事業計画の部分の説明は終わりでございますが、次に、6ページ目の下段、「農業と農業委員会をめぐる情勢と課題について」の御説明をさせていただきます。

まず1項目目、「規制改革推進会議での検討」ということで、6ページから7ページにかけて記載しております。(1)では、農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進ということ、施行後5年を目途とした農地中間管理事業の見直しについて、(2)では、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制ということ、転用利益の徴収等の対策について、(3)では、農地における新たな農業生産施設・設備の利活用の促進ということ、農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用を行う場合の農地法における取扱いの検討について記載しています。

次に、7ページ中段の、「TPP交渉等をめぐる動き」についてですが、既にご承知のとおり、米国を除くTPP参加11カ国による閣僚会合が11月にベトナムで開催されました。国内のマスコミは、11カ国による新協定に大筋で合意したと発表しておりますが、発効に向けた同意はカナダの反対により見送られ、交渉は停滞が予想されています。改めてこれまでのTPP等の概要について記載しています。

次に、「農地中間管理事業及び農地台帳整備・公表の取り組み」でございますが、平成26年度より発足した農地中間管理事業への対応と、それに関連して義務づけられた農地台帳の整備・公表への対応について、内容を記載してございます。これは昨年度と同じですが、再認識のために今までの経緯を含めて記載しています。

次に、9ページ目、「農業委員会組織の役割・機能と活動」についてですが、こちらも昨年度と同様で、改正農委法による組織の体系と全国農業会議所が掲げる農業委員会組織の使命と組織の条件を記載しています。

以上、平成30年度浜中町農業委員会事業計画の内容について、概略を説明させていただきました。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。  
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号平成30年度浜中町農業委員会予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第6号平成30年度浜中町農業委員会予算の提出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成30年度予算の総額は、歳入で前年度対比430万3,000円増の1,036万9,000円、歳出で前年度対比46万1,000円増の1,290万9,000円でございますが、増額の主な理由といたしましては、歳入では農地利用最適化交付金の新設によるもの、歳出では委員報酬及び公用車の車検に伴う増が主な理由となっております。

次に、歳入、歳出それぞれについて説明させていただきます。

まず、歳入13款使用料及び手数料の現況証明手数料は前年同額の4万5,000円、15款道支出金の農業委員会交付金は31万6,000円増の431万2,000円、機構集積支援事業補助は20万5,000円減の77万8,000円、農地利用最適化交付金は433万3,000円の新規設定、20款 諸

収入の雑入は14万1,000円減の89万5,000円でございます。

次に、歳出の説明を事業名ごとにさせていただきます。

5款1項1目、農業委員会費の農業委員会委員に要する経費の総額は、前年度対比40万増の817万円でございますが、内訳といたしましては、農業委員報酬688万円、費用弁償122万2,000円、需用費6万8,000円でございます。

次に、農業委員会事務局に要する経費でございますが、前年度対比6万1,000円増の448万9,000円を計上しております。内訳といたしましては、臨時職員厚生年金保険料34万3,000円、臨時雇上賃金209万円、普通旅費45万6,000円、会長交際費10万円、需用費41万7,000円、役務費10万5,000円、農地地理情報システム保守委託料10万8,000円、コピー機借上料54万2,000円、負担金補助及び交付金30万3,000円でございます。

次に、農業者年金事務に要する経費でございますが、前年同額の16万5,000円を計上しております。内訳といたしましては、普通旅費6万8,000円、需用費5万7,000円、負担金補助及び交付金4万円でございます。

次に、6目、農用地集団化事業費の農用地集団化に要する経費でございますが、前年同額の8万5,000円となっております。長年実施はされておられません。交換分合事業についての最小必要経費を計上しております。

以上、平成30年度浜中町農業委員会予算についてご説明申し上げましたが、本案につきましては、12月19日開催の農政部会において、審議・承認をいただき、ご提案させていただいておりますことを併せて御報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

2番嵯峨委員。

嵯峨委員

公用車の車検の件ですが、自賠責保険についてはどうなっていますか。

農政係長

本庁の総務課が窓口となって、公用車全体の自賠責保険に加入しております。

議長 他にありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より申し上げます。

事務局長 次回総会日程につきましては、1月31日、水曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、1月31日、水曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、1月31日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。  
これで、第6回浜中町農業委員会総会を終了いたします。  
御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時40分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 9番 穴吹 栄

浜中町農業委員会 10番 篠原 弘

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年12月 1日

第6回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号1 (使用貸借権設定)

貸付人	○ ○ ○	借受人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	新井功仁恵委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超える。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年12月 1日

第6回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号2 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○ ○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	新井功仁恵委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人経営であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年12月 1日

第6回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号3 (使用貸借権設定)

貸付人	○ ○ ○	借受人	(○)○○○○○○ ○○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	橋場和幸委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	賃借人は個人であり適用なし				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は賃貸人の所有地であり転貸には当たらない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年12月 1日

第6回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号4（使用貸借権設定）

貸付人	○ ○ ○ ○	借受人	(○)○○○○○○ ○○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	橋場和幸委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	賃借人は個人であり適用なし			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積（2ha）を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 6 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 1 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 6 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 2 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 6 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 3 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 6 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 4 (利用権移転)

利用権を移 転する者	○ ○ ○ ○	借受人	(○)○○○○○○ ○○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 6 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 5 (利用権移転)

利用権を移 転する者	○ ○ ○ ○	借受人	(○)○○○○○○ ○○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	